

令和 8（2026）年度当初予算編成方針

〔 7（2025）. 10. 9 〕
〔 栃 木 県 〕

1 本県の財政状況

本県の財政は、高齢化の進行等により医療福祉関係経費の増加が続くとともに、近年頻発する災害への対応や公共施設の長寿命化対策等のため、臨時財政対策債を除いた県債残高が増加傾向にある。また、令和 7（2025）年度については、当初予算に計上した一般財源の確保が不透明な状況であるとともに、前年度に引き続き給与関係経費の大幅増が見込まれるなど、大変厳しい状況にある。

さらに、令和 7（2025）年 2 月に公表した中期財政収支見込みでは、医療福祉関係経費の増加等により、令和 11（2029）年度までの各年度において 100 億円前後の財源不足が見込まれ、加えて、昨今の物価・賃金や金利の上昇により、財源不足が一層拡大する懸念もあることから、これまでも増して、行政コストの削減、歳入の確保等に総力を挙げて取り組む必要がある。

2 国の動向

国では、令和 8（2026）年度予算について、「経済財政運営と改革の基本方針 2025」に基づき、歳出全般にわたり、施策の優先順位を洗い直し、予算の大胆な重点化を進めることとしており、物価高対策を含む重要政策等については事項のみの要求も受け付けるとともに、予算編成過程において、物価上昇に合わせた公的制度の点検・見直しも踏まえ、経済・物価動向等を適切に反映するとしている。

加えて、いわゆる高校無償化、給食無償化等については、これまでの議論に基づき具体化を行い、予算編成過程において検討することとされている。

また、地方財政については、「経済財政運営と改革の基本方針 2024」において、地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額に関し、令和 7（2025）年度から令和 9（2027）年度までの 3 年間は、令和 6（2024）年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとしている。

3 予算編成方針

(1) 令和 8（2026）年度の財政収支見込み

国の概算要求時における地方財政収支仮試算等を基に、令和 8（2026）年度の財政収支見込みを試算したところ、歳入では、県税や地方消費税清算金の伸びが期待できるほか、地方交付税も増額が見込まれるものの、歳出では、給与関係経費や医療福祉関係経費、公債費等の義務的経費に加え、高校再編整備等の大規模建設事業関連経費が増加することなどにより、現時点での財源不足額は約 111 億円となり、令和 7（2025）年度当初予算公表時よりも拡大することが見込まれる。

(2) 令和 8（2026）年度当初予算編成方針

令和 8（2026）年度当初予算の編成に当たっては、中期的な視点に立った財政運営を基本にしつつ、推進期間の最終年度を迎えた「とちぎ行革プラン2021」に基づく取組を着実に実行しながら、「とちぎ未来創造プラン」に続く次期プランに掲げる重要施策を積極的に展開し、未来を担う人材の育成や、女性・若者に選ばれる地域づくり、県内産業の「稼ぐ力」の向上などを推し進めるとともに、先送りできない政策課題や新たな行政ニーズについても的確に対応していく。

このため、選択と集中の観点から、政策性の高い事業等について所要額要求とする一方、各部局の主体的な判断に基づく事務事業のスクラップ・アンド・ビルドを一層推進するとともに、デジタル技術を活用した行政コストの更なる低減に取り組むほか、全庁を挙げて自主財源の充実に努めるなど、歳入歳出全般にわたり徹底した見直しを進め、必要な財源の確保を図っていく。

また、国の予算編成状況等を踏まえ、地方財政対策の内容を適切に反映するほか、長期化する物価高騰への対応については、県民生活の安定や県内経済の活性化に向け、機動的に必要な対策を講じていく。

各部局においては、県民益の最大化を図る観点から既存施策の成果を検証し、選択と集中の考え方に基づき、主体的に事務事業の見直しを行うことを基本に、別紙「当初予算要求要領」に定めるもののほか、下記の諸点に留意の上、予算要求されたい。

記

- 1 各部局の要求額は、別表「要求基準表」に掲げる経費の区分ごとに定める要求基準の範囲内とすること。
- 2 国庫補助事業、県単独事業を問わず、年間の財政需要のすべてについて検討を加え、通年予算の考え方に基づき要求すること。

- 3 各部局の主体的判断に基づく事務事業のスクラップ・アンド・ビルドや合理的根拠に基づく施策の立案に取り組むという「とちぎ行革プラン2021」（以下「行革プラン」という。）の趣旨を踏まえ、自らの判断と責任において、県民ニーズの検証や費用対効果等の観点から、ゼロベースで事業の必要性や優先順位の見極めを行い、客観的な根拠を明らかにした上で要求すること。

なお、限られた人員を重要課題に配分できるよう、決算状況も踏まえながら、多額の不用額が生じている事業や優先順位の低い事業を積極的に廃止するなど大胆な見直しを行うこと。不十分な場合には、再度の見直しを求めることがある。

また、職員給与も行政コストであることを踏まえ、増員等を前提とする予算要求は、原則として認めない。

- 4 政策協議において「別枠要求を認める」とされた事業については「知事政策枠」を設定するので、別途指示するところにより要求すること。

なお、「別枠要求を認める」とされた事業であっても、政策協議等での議論や意見が適切に反映されていない場合は、予算上、必ずしも措置されとは限らないことに留意すること。

- 5 行革プランに盛り込まれた取組項目については、改革効果を確実に発現できるよう積極的に対応すること。

なお、人件費の削減など歳出削減につながる事業又は歳入確保に結び付く事業

に係る要求については、別途協議に応じることとしている。

- 6 デジタルマーケティング事業等については、「令和 8（2026）年度当初予算要求におけるデジタルマーケティング事業等の取扱いについて（通知）」（令和 7（2025）年 5 月 14 日付けデジタル戦略課長通知）に基づき、デジタル戦略課と協議が調ったものに限り要求すること。

また、各種イベントや広報・PR 事業等については、施策効果の最大化等の観点から、従来の手法を見直し、更なるデジタル化を検討すること。

- 7 国の予算編成等の状況を的確に把握し、要求への反映に努めること。

特に、予算編成過程において検討することとされている高校無償化、給食無償化等の施策や、金額を明示しない事項のみの要求がなされている重要政策等については、国の動向如何により、県の予算編成が大きな影響を受けることから、情報収集に万全を期すこと。

なお、国の予算編成や地方財政対策等によっては、予算編成作業の弾力的対応を求めることがあるので留意すること。

- 8 働き方改革の観点から、予算編成に関する各部局の裁量拡大など、内部意思決定プロセスの見直しを図ってきたことから、これらを理解の上、要求内容を十分精査するとともに、要求作業の更なる効率化にも努めること。

- 9 新規事業の構築、既存事業の拡充等に当たっては、各部局の主体的判断に基づく取組による財源確保が基本となることから、更なる自主財源の創出に取り組むこと。

- 10 昨今の物価上昇等を踏まえ、予定価格等の積算に当たっては実勢を踏まえた労務単価や資材価格を反映するなど、官公需における適切な価格転嫁の徹底を図ること。

なお、これまでの物価上昇及び賃上げの状況に鑑み、物価上昇に合わせた公的制度の点検・見直し等への対応を図るための要求枠を別途設定したので、委託料や補助単価等の見直しについて適切に対応すること。

別表 要求基準表

経 費 の 区 分	要 求 基 準
1 職員費、公債償還費、主要義務費、一般行政費（税交付金及び還付金に限る）、災害復旧事業費、受託事務・受託事業費、県単貸付金（既貸付に係る預託分に限る）	所要見込額
2 大規模建設事業、年度間の増減が大きな経費等（指定事業）	対象経費及び要求基準は別途通知
3 公共事業費	令和 7（2025）年度当初予算一般財源相当額×1.00以内
4 直轄事業負担金	同上×1.00以内
5 県単公共事業費（従来分）	同上×1.00以内
6 学校建築費（他に区分されるものを除く）	同上×1.00以内
7 交通安全施設整備費	同上×1.00以内
8 その他の政策経費	別途通知する要求基準額以内
9 経常経費	別途通知する要求基準額以内

【知事政策枠】

政策協議において「別枠要求を認める」とされた事業	所要見込額
--------------------------	-------

1 基本的事項

- (1) すべての事務事業について、その意義を問い直し、行政関与の必要性、県民ニーズ、民間活力の導入、経費支出の効率化、将来の財政負担も含めた費用対効果等について検証するとともに、これまでの成果及び優先順位について厳しく評価し、既存事業の廃止や統廃合等の整理合理化を積極的に進め、事業の重点化を図ること。

特に、行政関与の必要性については、国、県、市町村、各種団体、住民との役割分担を十分に検討するとともに、相互の負担区分の明確化を図ること。

なお、いずれの事業も通年予算として要求すること。年度途中の新たな財政需要については、原則既計上予算の範囲内で対処することとしているので、留意すること。

- (2) 新規施策については、県民ニーズ、県が関与する必要性、緊急性、費用対効果等を十分に検討し、既存事業の廃止、整理縮小を行った上で要求すること。

特に、事業化に当たっては、EBPMの観点を踏まえ、定量的な成果目標や直接的な経済効果を明確化した上で、成果の検証方法等についても具体的に整理すること。

- (3) 政策協議において取組の方向性が確認されたものについては、その結果を踏まえるとともに、内容を十分精査の上、要求すること。

- (4) 一般財源の確保が不透明な状況を踏まえ、県単独事業はもとより、国庫補助事業についても、その必要性、費用対効果等を検証した上で要求すること。

また、県の実施する各種研修、専門家派遣事業など、個人・企業等が個別にサービスを受ける事業については、適切な自己負担を求めるとともに、経費の圧縮を図るよう、手法等を工夫すること。

- (5) 各種基金を財源としている事業については、原資となる基金の計画的かつ有効な活用を検討した上で要求すること。

- (6) 複数部局において推進する事業については、事前に当該部局間の調整を十分に行い、事業相互の重複を防ぎ、適切に要求すること。

また、組織や運営方法の変更等を伴うものについては、人事課と組織、人員及び運営方法の協議が調ったものに限り要求を認めるものであること。

- (7) 公社等の県出資法人等については、組織体制等のあり方の見直しをはじめ、自主財源の充実強化、経営の効率化、事業の見直し等が適切に図られるよう、助言等を行うこと。

2 歳入

(1) 県税

税制改正の内容等を適切に反映させるとともに、徴収率向上及び収入未済額縮減のための取組も踏まえ、的確に年間収入額を見積もること。

(2) 分担金及び負担金

事業による受益の程度を検証し、類似の分担金・負担金と比較検討の上、適正な負担割合により要求すること。

(3) 使用料及び手数料

受益者負担の原則に基づき、適切かつ積極的な見直しを行い、その適正化を図るとともに、法令や地方財政計画の改正、施設の改築等により改定すべきものなどについては、速やかに対処すること。なお、物価高の影響等により、維持管理費等の経費が高騰している場合は、使用料又は手数料の見直しによる対応が基本となることに留意すること。

また、決算状況を踏まえた適切な予算計上に努めること。

(4) 国庫支出金

国の予算編成の動向を的確に把握するとともに、本県の実情を踏まえ国庫補助制度を十分に精査した上で、積極的な活用を図ること。

(5) 財産収入

未利用県有地等の財産の現況を的確に把握し、将来的に利用する予定のないものについては、財源の確保を図る観点から、早期処分に努めること。

また、貸付による利活用が適当な土地建物については、一般競争入札を導入するなど積極的な貸付に取り組み、収入確保を図ること。

(6) その他

ふるさと納税の促進やネーミングライツの導入拡大など、創意工夫を凝らしながら更なる自主財源の確保・充実に努めること。

また、貸付金、使用料等の県が有する債権については、滞納の未然防止、法的措置を含めた回収の強化を図るなど、より一層適切な管理に努め、収入の確保を図ること。

3 歳出

(1) 給与関係経費

適正な定員管理や給与水準等により、総人件費の抑制に努めること。

また、定年の段階的な引上げを踏まえ、61歳以降も勤務を継続する職員の給

与費等を的確に見込むこと。

(2) 主要義務費

ア 議員、行政委員等の報酬は、現行制度（単価）によること。

イ 退職手当については、定年の段階的な引上げを踏まえ、対象職員の意向等を十分に確認した上で、年間所要額を的確に見込むこと。また、翌年度以降の所要見込額について「退職手当所要額調」（様式13号）を提出すること。

恩給及び退職年金は、現行制度による年間所要見込額を要求すること。

ウ 医療費公費負担及び社会福祉関係経費は、国の制度改正を確実に反映させるとともに、県が策定する各種計画等を踏まえながら、実績を十分に勘案した上で、年間所要額を見込むこと。

なお、各種の県単制度については、社会経済情勢の変化、国の制度との整合性、受益と負担の公平性等に照らして十分な検討を加え、適切な見直しを行った上で要求すること。

(3) 投資的経費

ア 必要性、優先順位、投資効果や将来の財政負担を十分に検討するほか、事業実施に団体等の負担を伴う場合には、適正な負担割合とすること。

イ 公共事業については、要求基準内で要求することはもとより、国への要望、補助申請に当たっては、財政課と事前に協議の上、申請する事業について調整を図ること。

ウ 直轄事業負担金については、国と事前に協議を行い、本県としての優先順位が反映されるよう調整を図ること。

エ 県単公共事業等については、真に緊急かつ必要な事業に限定して要求するとともに、国庫補助事業の採択基準に適合する箇所は要求しないこと。

オ 県民利用施設の整備については、県民ニーズや後年度負担等の分析を的確に行うとともに、類似施設の整備状況や市町村との役割分担等の観点から、施設の必要性や規模を厳格に検証した上で要求すること。

カ 施設の整備に当たっては、事前に現地調査及び関係部局との協議を十分にを行い、遺漏のないようにすること。

また、「建築工事積算調」（様式5号）を提出すること。

キ 土地取得関係経費については、緊急性、必要性を検討した上で、別途対応することとしているので、原則として予算要求は行わないこと。

ク 次期「栃木県公共施設等総合管理基本方針」及び個別施設計画等を踏まえた計画的な長寿命化対策については、別表「要求基準表」の経費の区分に従い要求すること。

(4) 県単補助金

既設の県単補助金については、別に示す「補助金等の整理合理化について」により、徹底した見直し検討を進めること。

(5) 県単貸付金

県単貸付金については、貸付実績、民間の金融サービスの動向を踏まえて必要性を見直すとともに、歳計現金が厳しい現状や金利情勢等を踏まえ、預託時期、協調倍率、貸付条件等について、引き続き精査すること。

(6) その他の経費

ア 「経常経費」として設定した施設の運営経費や事務費等については、長期継続契約の活用を図るなど徹底した節減合理化に努めた上で要求すること。

イ 地方分権改革により、市町村に権限が移譲される事務に関連する事業費については、地方交付税の基準財政需要額への算入状況等を踏まえ、市町村と費用負担について十分調整を行うこと。

ウ 各所属において策定している各種計画や事業概要、報告書等のうち、庁内向けのもの（県民サービスとして配架するものを除く）は、「各種計画等の庁内周知方法について（通知）」（令和3（2021）年9月21日付け経営管理部長通知）により、原則として紙媒体による配布を取りやめ、電子文書による周知を行うこととしているので、留意すること。

各種イベントや広報・PR事業等において作成しているパンフレットやチラシなどの印刷物についても、原則としてデジタル化等を図ることとし、紙媒体は最小限に留めること。

エ 自動車の更新等については、会計局会計管理課と協議が調ったものに限り要求すること。

また、事務の効率化の観点も含め、各課室所管の公用車については、全庁共用車両への移管を検討すること。

オ 行政情報システムの導入等に係る経費については、行政改革ICT推進課と協議が調ったものに限り要求すること。

カ 旅費、需用費等の事務的経費については、常にコスト意識を持って節約に努め、より一層経費の縮減を図ること。

なお、例年、新年度開始後に財政課から各部局に対して配分額を示している「コピー用紙経費（複写サービス経費を含む）」については、全庁的なデジタル化、ペーパーレス化を徹底する観点から、引き続き削減を予定しているので、留意すること。

キ 本庁舎及び地方合同庁舎を除く各種施設の修繕については、教育施設及び

警察施設に係るものはその所管部局が、その他の施設に係る営繕費は建築営繕課が要求すること。

施設の新築・増改築等は財政課に要求するものであるが、新築については、「土木・建築工事受託実施取扱要領」に基づき、規模、金額等を事前に財政課及び技術管理課と協議することとなっているので、留意すること。

なお、県有施設の総量最適化に向けた取組として、新增築等を予定している一定規模以上の建築物について、管財課への事前協議制を令和6年度に導入したので、遺漏のないよう対応すること。

また、大規模な施設については、事業の円滑かつ効率的な執行を確保するため、基本計画策定の段階から十分に建築営繕課と協議すること。

ク 国際化関連施策に係る経費については、事前に国際経済課と協議すること。

ケ 臨時的な各種大会等に係る経費については、関係団体等と十分に調整を図り、経費節減に努めるなど所要経費を精査の上、適正額を要求すること。

コ 行政資料については、広報、観光宣伝等のため、県民に対し無償配布することを前提にしたものを除き、入手を希望する者に対して有償頒布することとしているので、各種行政資料の印刷製本費の要求に当たっては、併せて適切な歳入を計上すること。

4 特別会計

特別会計は、その設置の趣旨を踏まえつつ、一般会計に準じて関係事務事業の見直し検討を行った上で要求すること。

なお、社会経済情勢の変化により役割を終えているものについては、廃止又は整理縮小すること。特に、貸付事業における事業繰越額の圧縮に努めること。

5 企業会計

企業会計の予算編成に当たっては、前記事項に準ずるとともに、コスト意識を徹底するなど経営感覚を持って、経営状況、今後の見通しについて十分検討を行い、安易に一般会計からの繰入れ等に依存しないこと。また、一般会計からの繰入れ等が必要な場合であっても、その額を圧縮するよう努めること。

6 その他

- (1) 新たに市町村の財政負担を伴う事業（負担割合の変更を含む）は、事前に市町村課と十分協議を行い、別途「市町村財政負担一覧表」（様式15号）を市町村課及び財政課に提出すること。

- (2) 定期監査、外部監査、内部統制評価報告書審査、各種の検査等において指摘された事項については、その内容を十分に検討し、必要な措置を講じること。
- (3) 各年度に実施する各種統計調査は、「栃木県統計調査調整規程」に基づき、統計課と協議が調ったものに限り要求すること。
- (4) 債務負担行為は、歳出予算等との関連において検討するとともに、内容を精査の上、適正なものについて必要最小限の額を「債務負担行為調書」（様式8号）により要求すること。

特に、出資法人等の債務保証、損失補償は、地方公共団体財政健全化法に係る健全化判断比率にも影響するため、将来の財政負担のリスクについても十分に分析・把握した上で要求すること。
- (5) 市町村総合交付金は、市町村課が一括して要求すること。なお、新たに交付金化する事業については、所管部局が要求すること。
- (6) 業務の外部委託の推進に当たっては、人件費や事業経費の縮減等の費用対効果を十分検討すること。
- (7) 要求様式は、別添「当初予算要求書等様式一覧」のとおりであること。

補助金等の整理合理化について

補助金等については、国、県、市町村、各種団体等との役割分担や社会経済情勢の変化等を踏まえ、従来の慣行や前例等にとらわれることなく見直しを行うこととし、次の基準に従って十分検討を加え、徹底した整理合理化を図ることとする。

1 補助金等の廃止

次に掲げるものについては、廃止する。

- (1) 施策の浸透、モデル事業の一定の普及等により、特定の事業を奨励する目的が達成されたと認められるもの。
- (2) 一定期間補助を継続しても目的が達成されないもの、又は、補助効果が乏しいと認められるもの。
- (3) 社会経済情勢の変化等により、実情に合わなくなったと認められるもの。
- (4) 現状において、受益者負担になじむものであり、財政負担をすることが適当でないもの。
- (5) 補助金等の対象事業が収益を伴うものであり、他の措置によっても十分目的が達成できるもの。
- (6) 県と市町村の役割分担の明確化が図られた結果、県が財政負担をする必要性がなくなったもの。
- (7) 零細なもの。
- (8) その他行政が関与すべき範囲を超えていると認められるものなど、補助金等として不適当なもの。

2 補助金等の減額

存続させる補助金等については、既定の計画規模等の見直しや、事業の進捗率、執行状況、補助対象団体の収支等を適切に把握し、極力減額を図ること。

3 補助対象の重点化・明確化

補助対象の範囲、採択基準については、選択と集中の観点から重点化を進めるとともに、県民への説明責任を十分に果たすため、対象経費の更なる明確化を図るなど、透明性の向上に努めること。

4 終期の設定と達成目標の明確化

すべての補助金について終期の設定と達成目標を明確にしているところであ

り、令和 8（2026）年度に新設する補助金についても、必ず終期を設定するとともに、達成目標を明確にすること。

なお、令和 7（2025）年度に終期を迎える補助金について、事業効果を十分に検証し、安易な継続は行わないこと。

5 補助率の見直し

高率又は特例的な補助率の見直しを行うとともに、補助目的が類似している補助金については、原則として補助率を同一とするなど、各種補助金間の整合性を確保すること。

6 統合・メニュー化等の事務手続の簡素化

同一ないし類似目的の補助金等又は同一の者によって使用される補助金等は、統合・メニュー化を図るなど、補助金等の事務手続の簡素化を推進すること。